

資源ごみ・小型家電の拠点回収

場所と日時を決めて、資源ごみ・小型家電の回収を実施します。また、日頃の資源ごみや小型家電の出し方、資源回収団体などは市ホームページで確認できます。

環境課リサイクル推進班 ☎(93) 4946

■日程・時間・場所

①12月18日(日) 午前9時～11時30分
市役所正面玄関前駐車場

②平成29年3月12日(日) 午後1時～3時
北部コミュニティセンター

雨天決行

※時間と実施場所が変わります。第2駐車場

■回収できる資源ごみ・小型家電

当日に回収できる資源ごみと小型家電は、次のとおりです。事業ごみやそのほかのごみの回収はできません。

分類	種類	出し方
紙類	○新聞(チラシを含む) ○雑誌 ○段ボール	種類ごとに紐で束ねる
	○アザールペーパー(紙封筒、トイレットペーパー・ラップ、プフィルムの芯、名刺)	水洗いして切り開き、乾かして紐で束ねる
繊維類	飲料用紙パック	紙袋に入れるか、紐で束ねる
	○衣類 ○シーツ ○毛布 ※綿、ふとん、裁断くずなどは不可、ボタンやファスナーはついたままでも可	まとめて束ね、雨に濡れそうな時はビニール袋に入れる
空き缶類	飲料用アルミ缶	
びん類	○ビールびん ○一升びん ※茶色・緑色の酒びん	中を水洗いする
	※ラベルのないもの、ヒビや汚れがあるものは不可	
小型家電	○パソコン ○電話機 ○スマートフォン、携帯電話 ○デジタルカメラ ○携帯型ゲーム機 ○電卓 ○ポータブルラジオ ○メモリーカード など	個人情報完全に消し、電池類は取り除く
	※回収後は返却できません。	

住宅用省エネルギー設備設置補助

補助対象の要件など、詳しくは市ホームページで確認するか、問い合わせてください。

■対象

○市内で自ら居住する住宅(店舗・事務所兼住宅を含む)

○未使用の住宅用省エネルギー設備が設置された市内の住宅を購入する人

※住宅用省エネルギー設備を設置した後(住宅を購入して引き渡しが済んだ後)の申請は対象外です。

なお、申請の受付は予算額に達した時点で終了します。

補助対象設備と補助額

太陽光発電システム
1キロワットあたり
2万5千円(上限10万円)

市内施工業者を利用した場合の特例

1キロワットあたり
3万円(上限12万円)

家庭用燃料電池システム(エネファーム)
上限10万円

定置用リチウムイオン蓄電システム
上限10万円

エネルギー管理システム(HEMS)
上限1万円

電気自動車充電設備
上限5万円

※補助金は設備の種類ごとに1住宅につき1回に限り交付します。

■申請先

環境課環境保全班
☎(93) 4945

年末年始特別警戒 防犯パトロールなどを強化

年末年始は人の動きが慌ただしく、思いがけない犯罪に遭いやすい時期です。

市と市防犯指導員連合会では、成田警察署と連携しながら防犯を呼びかけます。

なお、青色回転灯を搭載した防犯パトロール車両によるパトロール活動も市内全域で実施しています。

一人ひとりが

防犯対策の見直しを

■施錠の徹底を

外出時はもちろん、家にいるときも施錠をしましょう。

ドアや窓ガラスの防犯対策を
ツロロックなどの防犯対策に努めましょう。

外出時は近隣に一声を
地域で協力し、防犯意識を高めましょう。

「電話de(で)詐欺」に注意
「電話de詐欺」とは、振り込め詐欺などの特殊詐欺に変わる千葉県独自の新たな名称です。現在、電話de詐欺の被害が増加しています。不審な電話などがあつたら一人で判断せず、すぐ警察に相談しましょう。



※市役所職員がATMの操作をお願いすることは絶対ありません。

■申請先

市防犯指導員連合会事務局
(市民活動推進課市民安全班内)
☎(93) 1114

施設の予約手続きに関するアンケート調査

市では、市民の皆さんが利用する施設の予約手続きについてのアンケート調査を実施しています。

■実施期間

平成29年2月28日まで

■アンケート対象施設

○中央公民館・講堂

○社会体育館・市営運動施設

○北部コミュニティセンター

○中部ふれあいセンター

■回答方法

各施設の受付窓口で配布しているアンケート用紙に記入し、所定の回収箱に投函するか、直接窓口を持参してください。

また、市ホームページからもアンケートに回答することができます

○ホームページトップ↓
市政情報↓

施設情報↓
文化・コミュニティ施設↓
「施設の予約手続きに関するアンケート調査」

お問い合わせ先

中央公民館・講堂に関する
こと

生涯学習課社会教育班
☎(92) 1211

社会体育館・市営運動施設
に関する
こと

生涯学習課スポーツ振興室
☎(92) 1597

北部コミュニティセンター、
中部ふれあいセンターに関する
こと

市民活動推進課
市民活動推進班
☎(93) 1117

生活消費相談 149

はい、ごちそう 消費生活センターです!

「遊ぶ前に親子でルール作りを!」
オンラインゲームで高額請求!」の巻

◆事例◆

クレジットカード会社から連絡があり、28万円もの高額な請求があることがわかった。小学生の息子がオンラインゲームで有料コインを購入したらしい。

先日、オンラインゲームの登録に700円が必要だと頼まれ、決済のために母親のクレジットカード番号を入力した。

その後はそのクレジットカード番号で有料アイテムを次々に買ったようだ。息子は「ゲーム内でコインをかうときに難しい操作はなく、どんどん買った。」と言っている。

◆アドバイス◆

○クレジット決済のために親が入力したクレジットカード番号が有効になっていて、子どもが自分で番号を入力しなくても、オンラインゲームに課金できてしまうケースなども見られます。クレジットカード番号の管理には十分注意しましょう。

○オンラインゲームは料金体系や決済方法が多様化しています。周りの大人はオンラインゲームの仕組みについて理解し、ゲームの遊び方やルールを、子どもと一緒に決めておくようにしましょう。

消費生活に関することでお困りのことがありましたら、消費生活センターへ相談してください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。地域や団体などの希望に応じて、専門相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。

■日時

月々金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

■場所

市役所分庁舎2階

■相談先 消費生活センター ☎(93) 5348

とみリンです。
電話待ってるリン!

